

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

国民年金事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和6年9月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>本市では、「国民年金法」(以下「国年法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 」(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>1. 届出・申出 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者の適用に関する事務 ・資格取得及び喪失、種別変更、死亡、氏名及び住所変更に関する届出等の受理並びに受付記録の作成 ・資格記録、生年月日、性別訂正に関する受付記録の作成 ・手帳(R4.4.1～基礎年金番号通知書)再交付申請の受理並びに受付記録の作成</p> <p>②付加保険料に関する事務 ・付加保険料の納付または納付しないことの申出の受理並びに受付記録の作成</p> <p>③法定免除に関する事務 ・法定免除の該当または不該当届出受理並びに受付記録の作成</p> <p>2. 申請 ④保険料免除・納付猶予に関する事務 ・国民年金保険料免除、納付猶予、学生納付特例の申請受付並びに受付記録の作成</p> <p>3. 請求・届出 ⑤老齢基礎年金ほか年金及び一時金の請求手続き・受給権者からの届出に関する事務 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等に関する請求受付並びに受付記録の作成 ・受給権者からの届出又は申出の受理並びに受付記録の作成</p> <p>4. 報告 ⑥厚生労働大臣(日本年金機構)への報告 ・受理した届出書等を日本年金機構へ送付する</p> <p>5. 処理結果管理 ⑦日本年金機構から送付された処理結果管理 ・日本年金機構から送付される処理結果一覧に基づき、被保険者及び受給者情報を登録する</p>
③システムの名称	①国民年金システム ②共通基盤システム ③保険年金共通システム ④国民年金システム(標準準拠システム移行後)
2. 特定個人情報ファイル名	
年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第九条第1項 別表 項番四十六 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第二十四条の二
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課
②所属長の役職名	医療年金課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7375

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	高寄 直人	米村 かおる	事後	
平成28年10月12日	Ⅱ 1 いつの時点計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年10月12日	Ⅱ 2 いつの時点計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年4月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第九条第1項 別表第一の三十一の項	・番号法第九条第1項 別表第一の三十一の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第二十四条の二	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 1 いつの時点計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 2 いつの時点計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 1 いつの時点計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 2 いつの時点計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年8月27日	I 5 ② 所属長	米村 かおる	医療年金課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
平成31年4月1日	Ⅱ 1 いつの時点計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 2 いつの時点計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う項目の新設
令和2年4月1日	I 7 請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和2年4月1日	Ⅱ 1 いつの時点計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 2 いつの時点計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I 1 ②事務の内容	手帳再交付申請	手帳(R4.4.1~基礎年金番号通知書)再交付申請	事後	制度変更に伴う文言修正
令和3年4月1日	I 5 ①部署	健康福祉局 生活福祉部 医療年金課	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和3年4月1日	I 8 連絡先	健康福祉局 生活福祉部 医療年金課	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課	事後	組織変更に伴う課名変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	II 1 いつの時点計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II 2 いつの時点計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和6年9月30日	I 1 ③システムの名称	①国民年金システム ②共通基盤システム ③保険年金共通システム	①国民年金システム ②共通基盤システム ③保険年金共通システム ④国民年金システム(標準準拠システム移行後)	事前	
令和6年9月30日	I 3 法令上の根拠	・番号法第九条第1項 別表第一の三十一の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第二十四条の二	・番号法第九条第1項 別表 項番四十六 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第二十四条の二	事後	
令和6年9月30日	II 1 いつの時点計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月30日	II 2 いつの時点計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	